

市独自の物価高騰対策について

羽曳野市では、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策のための市独自施策として、以下の取り組みを実施します。

【事業総額】 3 億 2,540 万 3,000 円（令和5年6月2日の羽曳野市議会で可決されました。）

※①～④各事業の詳細は決まり次第、別途ご案内します。

1 キャッシュレス決済ポイント還元事業

市内の対象店舗でのキャッシュレス決済利用者に対して 20%（最大 3,000 円相当）のポイント還元を行う。

[予算額] 1 億 2,000 万円

[所管課] 経済労働課



2 学校給食支援事業

令和5年度学校給食において使用する食材のうち、牛乳などの物価上昇分について支援を行い、市立小学校、中学校および義務教育学校に通う児童・生徒の保護者負担を増加させることなく、学校給食を安定的に提供する。

[予算額] 923 万 3,000 円

[所管課] 食育・給食課



3 物価高騰対策一時支援金事業 (民間保育施設、障害者施設、介護保険施設、医療機関など)

各施設の事業者に対し、運営にかかる光熱費等の価格高騰分を支援する。

[予算額] 4,117 万円

[所管課] こども保育課・こども家庭支援課・障害福祉課
高年介護課・健康増進課



4 水道料金支援事業

上水道にかかる基本料金を4カ月分免除等する。
(公的機関・施設は除く)

[予算額] 1 億 5,500 万円

[所管課] 水道局総務課



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を支給します。

1世帯あたり3万円

支給対象

基準日時点で次の要件をすべて満たす世帯に対し、1回限り支給します。

- 基準日(令和5年6月1日)において羽曳野市に住民登録がある世帯
- 世帯全員が令和5年度分住民税均等割非課税の世帯
- 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいない世帯
- 世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいない世帯



詳細はこちらから

手続方法

対象となる可能性のある世帯には確認書を送付します。

令和5年7月中旬以降、順次発送する予定です。

※世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合は、前住所地の市区町村に照会後、追って送付する予定です。

提出期限

令和5年10月31日(必着)です。

支給時期

確認書(または申請書)の受理後、審査が完了してから3週間後が目安です。



【配偶者等からの暴力(DV)を理由に避難されている方】

配偶者等からの暴力を理由に避難され、羽曳野市へ住民票を移すことができない方も、一定の要件により支給を受けることができますので、お問い合わせください。

注意

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

市では、市民の方にATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料など振込を求めることはありません。不審な電話があった場合は市役所や警察署にご連絡ください。



【問合せ】 ☎ 072-947-4140 (平日 9:00 ~ 17:00)
令和5年7月3日よりコールセンターを開設します。